

## ○令和4年度における総合評価方式の改正点について

企業団における総合評価制度については、平成30年度、令和元年度の2年間は、本部及び旧府中事務所は県の制度、その他の事務所は各市町の制度に準拠し運用していましたが、令和2年度、本部及び旧府中事務所でも適用していた県の制度を基本として、企業団全体で統一したところです。

令和4年度総合評価方式については、「総合評価の手引き」(以下、手引きという。)を参照願います。  
 なお、主な改正点は下記のとおりです。

### 1 同業種工事の工事成績評定点の平均点 ※手引き P11

◇ (参考) 令和3年度変更内容

- ・評価の対象は、平成30年度以降に企業団で発注し、平成30年4月1日から令和2年12月31日までの2年9ヵ月間に完成した工事の評定点を評価対象とする。
- ・配点を「10点」から「20点」に拡大する。

#### ◆令和4年度変更内容

- ・評価の対象は、平成30年度以降に企業団で発注し、平成30年4月1日から令和3年12月31日までの3年9ヵ月間に完成した工事の評定点を評価対象とする。
- ・配点を現行の「20点」から「**30点**」に拡大する。

(現行)R3年度基準

評価基準	配点
80点以上	20
79点以上80点未満	18
78点以上79点未満	16
77点以上78点未満	14
76点以上77点未満	12
75点以上76点未満	10
74点以上75点未満	8
73点以上74点未満	6
72点以上73点未満	4
71点以上72点未満	2
71点未満又は企業団発注工事の成績評定点なし	0



(案)R4年度基準

評価基準	配点
80点以上	<b>30</b>
79点以上80点未満	<b>27</b>
78点以上79点未満	<b>24</b>
77点以上78点未満	<b>21</b>
76点以上77点未満	<b>18</b>
75点以上76点未満	<b>15</b>
74点以上75点未満	<b>12</b>
73点以上74点未満	<b>9</b>
72点以上73点未満	<b>6</b>
71点以上72点未満	<b>3</b>
71点未満又は企業団発注工事の成績評定点なし	0

### 2 交通事故防止取組計画の確認資料 ※手引き P47、P48

- ・1. 現道での工事施工における交通事故防止対策において、「(1) 現道を通行する運転者の注意喚起を促す対策」、「(2) 通行車からのもらい事故抑制対策」の区分を廃止し、実施する対策を自由記載から選択方式へと変更している。
- ・交通事故防止対策を実施する場所について、「工事現場と現道との境界付近」のみとして、「工事施工に伴う移動区間」は対象外とし、削除している。